

銀行倶楽部運営委員会規定

京都銀行倶楽部規則第12条乃至第14条に規定する倶楽部運営委員会（以下「委員会」という。）については、次により運営する。

1. 委員会の運営

(1) 倶楽部運営委員（以下「委員」という。）は、理事銀行の次長（次長会出席者）とする。

ただし、該当者が倶楽部会員でない場合は、理事銀行の他の倶楽部会員を委員とし、その次長を委員代行者として指名することができるものとする。
この場合、書面による代行者届を委員会に提出する。

(2) 委員会には、委員のほか、協会事務局の職員が出席し、審議に加わることができるものとする。

ただし、出席職員は議決権を有さない。

(3) 委員会は、委員の過半数以上の出席（代行者および委任状による出席者を含む。以下「出席委員」という。）によって成立する。

ただし、委員に差支えがある場合は、同一銀行の他の役席者を代理出席させるか、もしくは出席委員に議決を委任することができる。
この場合、書面による委任状を委員会に提出するものとする。

(4) 委員会の議決は、出席委員の過半数の同意を要する。

2. 審議事項

委員会では、倶楽部規則第13条に規定する事項を審議し決定するが、その審議事項の主な具体例は、次の通りとする。

- ① コンサート、ボーリング等、倶楽部関係行事の実施計画と参加申込者の募集要領（対象者の範囲）
- ② 倶楽部施設および備え付け器具等の利用料金額の決定
- ③ 歓送迎会サービスプラン等の実施内容と料金設定
- ④ 非会員の会館施設利用の事後承認および非会員で恒常的利用者の包括承認
- ⑤ 会員の増強策・会館施設の利用促進策等、倶楽部事業の活性化対策

以上